

《本号の表紙絵》

『医 学 校 通 則』

(国立公文書館蔵)

医学校通則は明治15年5月27日に文部省から各府県に出され、医学校を甲種と乙種の2種に分けるものであった。この当時、東京大学を卒業した医学士が全国の公立医学校で教師となり、東京大学医学部別課と同様の教育が公立医学校で行われるようになっていた。しかし東京大学医学部別課の卒業生は無試験で開業免許を与えられるのに対し、公立医学校の卒業生は医術開業試験を受けてそれに合格する必要があった。この不平等を解消するようとの請願が岡山医学校などから出された。それに応じて出されたのが医学校通則である。甲種医学校は、修業年限が4年以上、教師に3名以上の医学士が求められ、無試験で開業免許授与の特典が与えられた。医学校通則は、この頃全国に40校ほどあった公立医学校の水準を上げるとともに差別化をもたらした。また大きなひずみももたらした。東京大学卒の医学士はきわめて高額の給与で公立医学校に雇われ、当時の不況も加わって府県の財政を著しく圧迫した。そのために医学校を廃止する府県が相次いだ。

(坂井 建雄)